

「第33回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への行政の回答

<p>Q. 【新林町の開発について】 新林町では田んぼを埋め立て住宅にするなど、開発が進んでいる。しかしその結果、水田の保水力の低下や緑化範囲が失われている。開発と緑地確保のバランスを如何に保っていくのか。</p>	
1	<p>回答所管課 都市計画課</p> <p>都市計画法、知立市開発等事業に関する手続条例に基づいて緑化の確保を図っています。</p>

<p>Q. 【市独自の迷惑防止条例制定について】 知立駅付近の治安について、市独自の迷惑防止条例制定についての考えは。</p>	
2	<p>回答所管課 安心安全課</p> <p>現在、知立駅周辺地域は知立連続立体交差事業や知立駅周辺土地地区画整理事業などにより、新たなまちづくりが行われているため、完成された知立駅周辺において、治安対策などを講じる必要があるか否かなど、今後見極めていく必要があると考えます。その際には、愛知県の迷惑行為防止条例や近隣自治体の独自の条例などを研究し、県や警察と情報共有並びに連携しながら、知立駅周辺における犯罪や迷惑行為の発生状況などを把握し、新たな知立駅周辺地域の実情に即した対策が必要であれば慎重に対応していきたいと考えています。</p>

<p>Q. 【条例による規制について】 知立駅周辺の選挙等に関するポスター、看板により景観が損なわれている。条例等を作って規制したほうがよいのでは。</p>	
3	<p style="text-align: center;">回答所管課 総務課</p> <p>ご指摘のポスター、看板につきましては、選挙執行時のそれではなく、常時掲示されているものことかと思われませんが、これは、憲法第21条に定められた政治活動の自由に根差し、公職選挙法第143条第16項においてその掲示が容認されている政治活動用のポスター等になります。</p> <p>これら法令に依拠して掲示されているポスター等の制限にあたっては、とりわけ実行性を有した規制を設けることとなると、十分に慎重な判断が求められますので、まずは現状を把握したうえで判断してまいりたいと考えております。</p>

<p>Q. 【野外センターについて】 野外センターを設置した理由と、廃止する理由は。</p>	
4	<p style="text-align: center;">回答所管課 生涯学習スポーツ課</p> <p>「知立市野外センター」は、市内小中学校の児童生徒が自然環境の中で共同生活を通じ、心身の健全な育成を目的として、また、市民の余暇活動の場として、長野県伊那市に平成7年4月に開設しました。しかしながら、開設から25年が経過し、余暇活動の多様化などの社会環境の変化とあわせ、野外教育のあり方の変化もあり、3年をかけて、施設の今後のあり方について検討を行いました。その結果、知立市野外センターは、野外教育の場としての役割を果たしたと判断し廃止とする方針を決定しました。</p>

<p>Q. 【野外センターについて】 10月に総合教育会議に諮るとあるが、内容についての報告はあったのか。</p>	
5	<p>回答所管課 企画政策課</p> <p>令和2年第2回総合教育会議は10月8日に開催し、議事録は市HPに掲載しております。野外センターについて議題に取り上げ、学校教育課及び生涯学習スポーツ課より検証結果等をご報告した上で、教育委員の皆様からご意見をいただきました。教育委員の皆様は、学校現場が野外センターではなく県内の施設の利用を多く希望している現状等を踏まえ、野外センターの廃止の方向性について賛同をいただきました。</p>

<p>Q. 【50周年記念事業について】 50周年事業の寄附金額が約2,955万円とあるが、現在はどうか。</p>	
6	<p>回答所管課 企画政策課</p> <p>令和2年11月24日時点で、30,033,528円集まり、目標金額を達成しました。</p>